

幼保連携型認定こども園の認可事項の変更の手続き

幼保連携型認定こども園の認可事項に変更が生じた場合は、県知事に対して届出を行う必要があります。(認定こども園法第17条第1項、認定こども園法第29条第1項又は認定こども園法施行規則第15条第2項)

1. 変更の手続きが必要な場合

(1) 設置者の変更

幼保連携型認定こども園の設置者に変更が生じた場合は、変更しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(公立 様式第5号、私立 様式第6号)と添付書類を提出します。

(2) 施設の名称の変更

幼保連携型認定こども園の名称を変更する場合

(3) 施設の所在地の変更

施設の所在地(移設等ではなく住居表示の実施等による所在地の表示変更)が変更となる場合。施設を移転し改築する場合は(9)に該当します。

(4) 設置の目的の変更

幼保連携型認定こども園の設置の目的を変更する場合。

(5) 設置主体の代表者

設置主体の法人の代表者を変更する場合。

(6) 園長の変更

施設の園長を変更する場合。

(7) 利用定員の変更

保育を必要とする子どもに係る利用定員及び保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を変更する場合。

(8) 園則の変更

園則で定める事項(認定こども園法施行規則第16条各号に定めるものに限る)を変更する場合。

(9) 園地、園舎その他設備の規模及び構造の変更

施設を改修、増改築する場合(建物を移転新築する場合も含む)。又は敷地面積や建物の延べ床面積の変更、設備の面積・位置及び用途の変更の場合。

(10) 施設設備の概要の変更

園舎、園庭、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積に変更がある場合。

(11) 学級数の変更

満3歳以上の園児について編成する学級数を変更する場合。

(12) 経費の見積り及び維持方法

経費の見積り及び維持方法を変更する場合。

2. 変更届の手続きと提出書類

1. (2)～(12)の事項に変更が生じた場合は、幼保連携型認定こども園変更届出書(様式第8号)に必要な書類を添付し、施設の所在する市町村を經由して変更しようとする日から起算して30日前までに提出します。

(1)添付書類

変更届に添付する書類は以下のとおりです。

変更事項	必要書類
施設の名称	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 変更内容が分かる書類
施設の所在地	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 変更内容が分かる書類
設置の目的(私立の場合に限る)	ア 理事会議事録 イ 変更内容が分かる書類
設置主体の代表者	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 代表者の履歴書、就任承諾書、役員名簿 ウ 私立の場合は認定こども園法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
園長	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 園長の履歴書、就任承諾書(公立の場合は辞令の写し)、職員一覧表 ウ 園長の資格を証明する書類 エ 私立の場合は認定こども園法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
利用定員	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 職員名簿 ウ 変更前後の園則 エ 面積・配置基準調書
園則	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し イ 変更前後の園則
教育・保育を行う日時数、閉園している時間	
保護者に対する子育て支援に関する事項	ウ 子育て支援事業計画
職員配置	ウ 職員名簿
入園、退園、転園、休園および卒園に関する事項	
その他施設の管理についての重要事項	ウ 変更内容が分かる書類
実施する子育て支援事業	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し

	<p>イ 変更前後の園則</p> <p>ウ 子育て支援事業計画</p>
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	<p>イ 建物の平面図・立面図(設備の変更の場合を除く。)</p> <p>ウ 登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類(設備の変更の場合を除く。)</p> <p>エ 面積・配置基準調書</p> <p>オ 変更前後の園則</p>
施設設備の概要(園舎、園庭、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積に変更がある場合に限る)	<p>ア 私立の場合は理事会議事録</p> <p>イ 変更後の園地、園舎その他設備の図面</p> <p>エ 面積・配置基準調書</p>
利用料の額	<p>ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し</p> <p>イ 変更前後の園則</p>
学級数(満3歳以上の園児)	<p>ア 私立の場合は理事会議事録</p> <p>ウ 面積・配置基準調書</p> <p>エ 職員名簿</p>
教育又は保育の目標及び主な内容	<p>ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し</p> <p>イ 変更前後の園則</p> <p>ウ 教育及び保育の内容に関する計画書</p>
経費の見積り及び維持方法(設置者が市町村以外の場合に限る)	<p>ア 変更後の経費の見積り及び維持方法が確認出来る書類</p>